

諮問第五十二号

民事裁判を充実・迅速化し、専門的知見を要する事件への対応を強化するとともに、家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実を図ることにより、民事司法制度をより国民に利用しやすくするという観点から、民事訴訟法及び人事訴訟手続法を改正する必要があると思われるので、それぞれについて要綱を示されたい。